

危機管理対策特別委員会会議記録

危機管理対策特別委員長 桜木 博

1 日時

平成26年2月26日（木） 午後1時 3分から
午後1時55分まで

2 場所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

桜木博、土居昌弘、古手川正治、竹内小代美、毛利正徳、油布勝秀、尾島保彦、
首藤隆憲、久原和弘、荒金信生、河野成司

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

生活環境部長 富高松雄ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

原子力発電所事故対策について、地震津波対策アクションプランについて、火山対策について及び大分県石油コンビナート等防災計画について調査した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

政策調査課調査広報班 主幹 田崎真佐恵

政策調査課調査広報班 主査 飯田聖子

議事課委員会班 主任 安達佑也

危機管理対策特別委員会次第

日時：平成26年2月26日（水）13:00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 付託事件の調査

- (1) 原子力発電所事故対策について
- (2) 地震津波対策アクションプランについて
- (3) 火山対策について
- (4) 大分県石油コンビナート等防災計画について

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

桜木委員長 ただいまから委員会を開きます。

本日の委員会は、原子力発電所事故対策、地震津波対策アクションプラン、火山対策及び大分県石油コンビナート等防災計画について調査します。

それでは、最初の2つの項目について執行部の説明をお願いします。

富高生活環境部長 原子力発電所事故対策についてご説明します。

お手元の危機管理対策特別委員会資料1ページをお開きください。これまでの県の原子力防災への取り組みでございます。まず(1)について、本県は、最寄りの伊方発電所から最短で45キロメートルの位置にあり、原子力災害対策重点区域外にありますが、万が一の場合に備えて、昨年6月に県の地域防災計画を修正し、国の「原子力災害対策指針」を参考として、事故等災害対策編に原子力災害対策を盛り込みました。

この計画を踏まえて、着実に防護対策が実施できるよう県関係機関のとるべき手続を、別途、(2)にありますように原子力災害対策に関する実施要領として、策定することとしました。実施要領は、情報伝達・広報活動等5つの分野で作成することとしており、今年度中の策定完了を目指しております。(3)は、立地県との連携強化であります。防護対策を講じる上で何よりも大切なことは、迅速かつ確実な情報を入手することです。そのためには平素から立地県との連携をとっておくことが大事であります。伊方原発に関しては、本県は、愛媛県との間で情報の連絡・通報等に関する確認書を取り交わすとともに、定期的な意見交換の場をもつ等連携強化を図っているところです。また、万が一の場合に備えて、いち早く正確な情報を関係機関、住民等に知らせるため、(4)にありますように、愛媛県の原子力防災訓練に参画し、愛媛県からの情報連絡を受け、県漁協等の関係機関に伝達する情報伝達訓練を行ったところであります。

次に、防災関係者に原子力災害対策や放射線の特性等を理解していただくため、(5)にありますように原子力防災基礎研修会やスクリーニング技法を習得する講習会を開催したところです。

次に、原子力災害対策についてご説明します。本県は、原子力災害対策重点区域外にありますが、万が一の場合に備えて、放射性プルーム通過時の防護対策を講じることとしております。まずは、(1)情報収集と伝達・広報体制の確保です。立地県と情報の通報・連絡体制を確保し、迅速に情報を収集し、関係機関に伝達を行います。伊方発電所に関しては、事態の進行に応じて、オフサイトセンターに職員を派遣し、情報収集体制を強化することも考えております。また、関係情報については、住民等へ迅速かつ適切なタイミングで情報伝達・広報を行うとともに、住民からの問い合わせに応じる相談窓口を設置します。

2ページをごらんください。次に、放射性物質の本県への環境影響を調査するため、(2)にあります環境放射線モニタリングを実施します。平常時から、大気中の放射線量や環境試料中の放射線濃度を測定するモニタリング体制を整え、万が一の場合はモニタリングチームを設置し、緊急時モニタリングを実施していきます。次は、(3)防護措置の

実施体制の確保です。放射性プルーム通過時の具体的な防護対策は、①の屋内退避または一時移転、②の安定ヨウ素剤の予防服用と③体表面検査、④の飲食物等の摂取制限の措置となります。これらの防護対策は、原子力災害対策指針によると、原子力災害対策重点区域内において、原子力規制委員会からの要請及び国の原子力災害対策本部からの指示に基づき、実施することとなっています。本県は、この区域外であります。「原子力災害対策指針」を参考に防護措置を定めています。

原子力発電所事故対策についての説明は以上であります。

引き続きまして地震・津波対策アクションプランについて説明します。資料の4ページをお開きください。地震・津波対策アクションプランにつきましては、昨年9月に素案をとりまとめ、当委員会の委員各位に説明した後、10月25日から1カ月にわたりパブリックコメントを実施しました。いただいたご意見を反映するなど見直し作業を行っていましたが、このたび、作業を終えプランの最終案が取りまとまったことから報告するものです。

パブコメでいただいた主な意見ですが、まず初めに、地域防災力の向上についての意見です。内容は、「自主防災組織の活動促進は重要な取り組みであり、単に訓練実施率の評価ではなく、訓練内容にまで指導がいきわたるようにすべきである」というものです。また、「自主防災組織率や自主防災組織避難訓練実施率は100%を目標にすべきだ」という意見もいただいています。このご意見を踏まえ、自主防災組織避難訓練等実施率の数値目標を58.1%から90%に修正し、特に、津波浸水想定区域内に居住地域がある自主防災組織等については、100%とする目標を新たに設定しました。また、自主防災組織率についても、91%から97%に目標を修正したところです。次に、「まだまだ災害を他人事と思っている人が多いように感じる。防災教育をしっかり展開すべきだ」というご意見もいただきました。災害から自分の命を守り抜く主体性を身につけてもらうよう、学校や地域において避難訓練等の取り組みを推進することを防災教育の対策として盛り込みました。そのほか、災害発生時の活動拠点となる消防署の耐震化についても、目標を設定し、推進すべきであるとのご意見をいただいたことから、消防署の耐震化の項目を追加しました。

5ページをお開きください。最終案の概要です。まず初めに、想定災害です。県地震津波被害想定調査では、南海トラフの巨大地震、別府湾の地震、周防灘断層群主部の地震に伴う津波被害を想定しましたが、本プランでは、そのうち特に、今後30年以内に70%程度の確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進してまいります。

減災目標については、喫緊の課題である南海トラフ巨大地震について、県地震津波被害想定調査結果で示された死者数約2万2千人を約700人に抑制することを目標とします。その減災目標を達成するため、施策体系を再構築しました。現行プランでは3つの減災対策の柱の下に66の減災アクションを掲げておりましたが、地域防災計画の項目及び国の中央防災会議がとりまとめた南海トラフ巨大地震対策についての最終報告の対策項目を参考に、施策体系を3つの柱、27の施策、104の対策項目に再構築したところです。それらの対策を計画的に進めるため、可能な限り目標指標を設定いたしました。アクションプランで掲げる104の対策項目のうち、55の対策項目に目標指標を設け、その一部

については、県と市町村が目標を共有し、各市町村においても実情に応じた目標を設定して取り組むこととしたところです。プランを推進する体制としては、市町村防災担当部と県の各部局や振興局等で構成する防災対策推進委員会において、プランに掲げる目標の達成状況を点検・協議することなどにより、プランを着実に推進してまいりたいと考えています。

今回のプランの見直しにあたっては、津波対策等の新たな項目を設定するとともに、減災目標の見直しを行ったところですが、そのポイントは次の3つであります。

1つ目は、早期避難の徹底です。地震に伴う津波からの早期避難を徹底し、15分以内に全ての人が避難行動を開始することにより、地震津波被害想定調査報告で示された人的被害の軽減を図ります。被害想定死者約2万2千人は、地震発生後5分以内に直ちに避難を開始する方が20%、持ち出し品を整理するなど用事を済ませた後で15分以内に避難を開始する方が50%、津波が襲来してからの切迫避難もしくは逃げなかった方が30%という前提で示されています。東日本大震災時の地震・津波避難に関する住民アンケート調査によると、15分以内に避難を開始した方の割合が50%となっています。このことを踏まえると、この想定でさえも厳しい数字であると考えています。そのため、現在、県内の沿岸部において、地域津波避難行動計画を作成し、計画に基づき避難訓練を繰り返し実践することにより、地域住民の皆さんに早期避難を徹底してもらうよう、市町村と連携してその取り組みを推進しているところです。

2つ目は、地域防災力の向上です。自主防災組織等における防災士の確保を進め、地域社会における防災力を向上させることにより、被害を最小限に抑える減災社会づくりを推進するものです。自主防災組織の要として活躍する防災士数は全国2位となっており、26年3月末には約5,200名となる見込みで、そのうち、女性防災士は約450名となる見込みです。養成した防災士が地域における防災訓練や啓発活動などにおいて活躍できるよう、スキルアップを支援するとともに、ネットワーク化を進めてまいります。

3つ目は、市町村との目標の共有です。全県的に設定する目標を県と市町村が共有し、市町村においても、地域の実情に応じた目標指標を設定することにより計画の実効性の向上を図るものです。

6ページをごらんください。プランで掲げる104の対策項目です。柱の一つは事前防災です。9つの施策の下に、「地域の津波避難行動計画の策定」、「自主防災組織の（避難訓練など）活動促進」、「企業防災と地域防災の連携」など51の対策項目に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、災害発生時対応とそれへの備えです。16の施策について、「広域防災拠点等における受援体制の整備」、「災害時要援護者避難の支援」、「避難者用の救助物資の備蓄」など47の対策項目を推進します。復旧・復興では、「災害被災者住宅再建支援制度の実施」や、「企業の事業継続計画の策定支援」などに取り組めます。

7ページをお開きください。目標指標の一覧でございます。これらの項目について、目標を数値化し、進捗管理を行うことにより、対策を推進してまいります。また、プランの最終案をお手元に配付していますので、後ほどごらんいただければと思います。

地震・津波対策アクションプランについての説明は以上であります。

桜木委員長 以上で説明は、終わりました。これより質疑に入ります。

毛利委員 アクションプランの説明をいただいた中で、計画期間という掲載があります。今部長の言うとおりに、計画して実行していかないといけないと思うんですが、それで2万2千人が700人になると。まさに避難訓練であると思うんですが、計画が26年から30年、実施も含めたことですよね。その計画を具体的にどのように行って検証していくのか。市町村に対して、やっぱりこれはある意味、県が指導力を持って徹底的にそこをチェックしていかないと達成できないと思うんですけど、その辺のところを聞かせていただきたいと思います。

富高生活環境部長 津波の早期避難のお話が今出ておりますが、早期避難をするためには浸水が想定されております各市町村で津波避難行動計画市町村版をまずつくってもらいます。そして、その市町村がつくった計画に基づき、浸水域にある自主防災組織ごとに、具体的に自分の所の自主防災組織はどの避難場所にどういうルートで逃げていくという自主防災組織ごとの津波避難の行動計画を策定していただきます。それに基づいて実際に訓練を自主防災組織でやっていただきます。

そういったことを実際、具体的にやっているかどうかということ、先ほど申し上げましたように、市町村のまず担当課長段階と県の各部局で構成しています防災対策推進幹事会というのがあります。そこに全部報告を上げてもらいます。そして、実施できていない市町村について、目に見えるような関係にしながら、お互いに切磋琢磨してやっていけるように、それを防災対策推進委員会、これは今度市町村の各担当部長と、いわゆる私ども各部局で構成する委員会ですが、そこでもまた議論していきたいと思います。

そういったことで、取り残しがないように、みんなで津波避難行動計画を策定して、それを具体的に実施する、そういうふうにしていきたいと思います。

毛利委員 それで県民意識の向上のためにはそういったものをオープンにしなきゃいけないと思うんですよ。そのためにはやっぱり期限を切ることが必要だと思います。まず、いついつまでにつくって、つくった後は実施してくれと。それを繰り返しながらじゃないと、これは26年から30年といたら4年あるから、じゃあ、30年ぎりぎりまでにつくってすればいいんだなという意識になるとね。

富高生活環境部長 津波避難行動計画は、既に策定している市町村もあります。佐伯市はもう既に策定済みです。今、策定に取りかかっている市町村もあります。26年度中の策定を全市町村が目指しているわけです。

ただ、自主防災組織の数が多いい市町村もあります。ですから、全自主防災組織で完了するかどうかということは、市町村の実情もあろうかと思うんです。26年度中に全市町村で取りかかるということは、先日開催しました防災対策推進委員会においても要請をし、市町村からも取り組みを始めるということは市町村自身の取り組みで上がってきておりますので、着手はできると思います。

毛利委員 ぜひ県が指導力を発揮していただきたいのと、最後に1点、我々防災士の免許を取らせていただきました。どこかでこれを活用し、我々も取った以上は地域の人も知っているの、何かあったら先頭に立って頑張れと言われるわけなんで、私どもが地域だとかで何かをやるためにはどのようなやり方があるんですかね。何かいい案があれば。

土居副委員長 関連して。2週間ぐらい前に日田市では防災士会を立ち上げて、組織を組んで意識の向上と防災対策をやるということになったんですけれども、例えば、防災士

会に年会費を払わんといかんとかいろんなこともあって、それに取り組むべきかどうかとか、いろんな議論になったんです。やはり県としての方針もちょっと示していただければなと思っていますので。

毛利委員 それで、我々が講習を受けたときに防災士の方が講師をしていただいたじゃないですか。例えば、ああいう方が来て、地域で私どもが主催でやろうとなったときに、県が側面的に、こうしたらいいとか、こういうふうに仲介してくれるとか、経費はこうなるんだとか、何か今言うように計画のサポートを。

斉藤消防保安室長 防災士の件ですけれども、県も推進して市町村にネットワーク化するようにお願いをしております。ただ、日本防災士会という会があって、その支部をつくってくださいというお願いはしておりませんので、それをつくると防災士会への会費が発生するということになります。市町村の防災士間のネットワークであれば、それは皆さんでつくっていただければ、別に特に経費が発生するわけではないので、そういうふうに進めていただければと思っています。

それと、防災士の支援でございますけれども、県議の先生方はことし取っていただきました。昨年取った防災士を対象に新人防災士の研修ということで、実際に防災訓練をどういうふうに進めたらいいとか、そういった研修を本年度30回行っております、各地域でですね。そういった支援を今後も引き続き行って、防災士の方を支援していきたいと思っております。

それからもう1つ、自主防災組織に対しては、防災アドバイザーというある程度専門知識を持った方がいらっしゃいます。30名ちょっと登録していただいておりますので、例えば、今度防災講話をするので講師を派遣してくれないとか、防災訓練をするのにいろいろ教えてくれないとか、そういったときにはそういった方を派遣してサポートしていくというような体制もとっております。

毛利委員 それは誰に聞いたらいいんですか。

斉藤消防保安室長 市町村の防災担当課におっしゃっていただければ、アドバイザー派遣の仕組みもよく知っておりますので、年間約150回ほど派遣をしております。

河野委員 今のアクションプランの関係なんですけど、いわゆる地震、津波の被害想定については、国の調査会で毎年見直しが行われていると。現実的に、例えば南海トラフにしても今回震源地について個別ではなくて、非常に広範な紀伊半島の南部から日向灘まで広がったという形で震源地が非常に広く想定されるようになったと。こういった国のさまざまな見直しが頻繁に行われる現実に即して、アクションプランとか、いわゆる被害想定、こういったものの見直しがどういうふうな形で県あるいは市町村のアクションプランに反映されていくのか。余りに頻度が高いと計画的に長期にわたって目標設定したものというのがまた変えなきゃいけない、変えなきゃいけないという部分になって、その辺がどうなのかという現場の声を少し聞かせていただきたいというのが1点。

それから、もう1つは原子力災害の関係なんですけど、これは何回もこれまで言ってきました。いわゆる職員を現場に派遣、オフサイトセンターに派遣したりとか、愛媛県からの情報データを届けたときに、専門的な情報の評価、分析という形ができる人材がないということがいつも言われるわけでありましてけれども、ここについては、過去、通産省とか、今は経産省ですかね、そういったところで原発に常駐の職員、いわゆる監視要員として派

遣されていた方が今もいらっしゃると思います。そういった方のOBの活用とか、臨時、囑託という形の現場経験のある、いわゆる原子力発電所の監視業務に経験のある方の活用はできないのかというご提案をしてきたんですけど、その検討状況はいかがなのかという2点について伺っておきたいと思います。

富高生活環境部長 まず最初、1点目の被害想定の見直しということですがけれども、現行の地震・津波アクションプランは、東日本大震災以前の対策でプランに盛り込んでおりました。今回、東日本大震災以降を踏まえての、しかも、ケース11という最悪の場合の被害を想定したものでして、今回が現行プラン初めての見直しでございまして、この想定も国の想定よりは厳し目の設定で想定した被害ですので、この被害想定に基づいて着実に対策を打てば、これが今後変更されるということはないのではないかとこのふうには考えております。

それから、第2点目の原子力災害対策における専門家の活用ということですがけれども、確かに今委員おっしゃるとおり、原子力被害の場合、モニタリング調査結果とか、その提示された資料を評価、分析するというのは、なかなかこれは専門家でないといけないところがあるかと思えます。

ただ、先ほど説明の中で申し上げましたように、防護対策というのを県の独自判断で実施する場面というものは、そう多くございません。先ほど国の原子力委員会からの要請、原子力災害対策本部からの指示に基づき、屋内退避、一時避難、安定ヨウ素剤の服用等々の防護措置を講ずると。それは、30キロ圏内について示されている今の要請とか指示ということでございます。

確かにご専門の方がいれば、より深みのある部分ができることはあるかと思えますが、防護措置は今のような形で要請とか指示に基づきというふうになっておりまして、今、直ちにここで活用とかいうことは申し上げられませんが、ご提案は受けとめておきたいと思えます。

河野委員 1点目の国の評価委員会のほうの実際の想定というものが割と短期間、年度ごとの見直しをされているということがあって、そういったことから質問でした。ちょっと回答が出てきていなかったと思いましたが、それと……

池永防災危機管理課長 今言われたのは、地震の周期とかの問題で、被害想定自体は平成24年に出た被害想定から変わっていません。

河野委員 オフサイトセンターまで行って、現地の状況を間近で捉えられる人が出た。そういう人を職員で派遣されるといっても、その職員が実際飛び交っている言葉の意味であるとか情報の深刻度、こういったものを刻々と大分県庁に伝達しなきゃいけない立場の人がそういった評価分析能力というのが本当にあるのかという部分について不安を覚えるわけですね。そういった意味で、これについてはぜひ積極的な検討をお願いしたいと思います。

池永防災危機管理課長 回答にはならないかもしれないんですけども、県としましても、県庁の中でそういった原子力災害に詳しい人材を育てていくことも大事だということで、研修ということを26年度も実施をしていこうと思っております。

昨年度も独立行政法人の原子力安全基盤機構というところが、大分県にはないんですけども、例えば、伊方とか福岡県とかで研修をして、一定の期間、2日とか3日で養成し

たりするコースもありますので、職員にいろんな部署から来ていただいたりということで、これもまた、平成26年度以降もこういった研修をふやしていきたいと思います。

油布委員 中津から佐伯の蒲江を含む宮崎県までの間、大分県の海岸部、津波のときに避難路かな、逃げる道、これを全部見たときに何%ぐらい今、支障はないんだと言えるのか、それとも計画的に今後、そういう避難路をどんどんつくっていくんだとか、そういうふうなところで、県のほうでどこまで把握してやろうとしているのか、ちょっとそこら辺がわかれば教えてくれんかな。

大友防災対策室長 先ほど部長から話がありましたけれども、基本的に平成23年以降、まずできるところからということで各市町村で取り組みをいただいております。特に、それは県南の佐伯のほうが進んでいるというのはもちろんのことです。特にこの3年間の間にできるところはやっていきますと。今、地域の津波避難行動計画をつくってくださいということを改めてお願いしています。それによって地域の人々がどこに逃げればいいのかというのを確定してきますので、それによってここはまだできていないじゃないかといったところが明らかになってくると思います。

そういったのを全体集約する中で、欠けているところにまた3年間で、きょう提案いたしました予算の中に引き続きそういう避難路を整備する予算をお願いしていますので、そういう意味で早く計画をつくっていただいて、地域で足りないところを市町村に言っていただいて、県もそれに支援するというのをやっていきたいと思っています。

ただ、今の段階で何%というのは、分母のほうがないので、申しわけないんですけど、出ておりません。ただ、進んでいるところは、県南佐伯とかいうのはかなり進んできているという状況です。

油布委員 そのことにつけ加えて。別府はもう上に上がっていけば全部山やけんいいけど、大分市もちょこっとあるんやけど、今言うように人口密度の関係で護国神社に逃げようかと思ってもパニック状態になると思うんだな。だから、何かの方法で新しく道をつくるのか、上野に行くのに、上野に今道路ができよるけれども、やっぱりもう1本、何とか、そういう災害道路として新しく計画するとか、そういう計画的はあるのかないのか。

富高生活環境部長 津波避難行動計画をつくりまして、実際にその地域が避難場所として決めていたところが、15分で逃げられる距離にある避難場所かどうか。そこにいる自治会なり、自主防災組織の人たちの人数が、その避難場所のキャパシティーに足りるかどうか。

その道を、先生が今おっしゃったように、一斉に行ったときには道路が狭いとか、あるいは狭い道路だったら上から転落する者があって危険だとか、そういったいろんなことが具体的に明らかに、佐伯のほうですけれども、なったケースもあります。これは実際やってみたら、やっぱりちょっと厳しいなど。そうすると、もっと別のところに避難場所をつくってあげないとこれは全員避難できないなというのも明らかになっております。

ですから、そういった中で、今おっしゃったような課題は解決されていくというふうを考えております。もちろん大きな幹線道路ですので、むしろ私はこの道路を通ったら危ないですよとか、そういったような形のものが出てくると思います。川が近くて津波が遡上する可能性があるとかですね。

油布委員 今の道路網の数だけで本当に皆さんが助かるのか。あと1本ずつふやすことに

よって、かなり人命が助かるんじゃないかと、そういうふうな気が、自分で予感するわけやな。

だから、私たちも東北のほうに見に行って、あれだけ奥まで津波が来る間に、ちょっとした逃げ道があったら助かるとないうことをだいぶ目の当たりにしたからね、大分もそういうもので道路計画をつくっているのかなと思っているんですが。

大友防災対策室長 今先生おっしゃったように、徒歩で逃げてくださいというのが基本で、確かに高齢者がいて、助けるためには車が要るとか、車を前提にしていくと多分またパニックになるので、余りそういう方向での議論というのは、本当は、現実的には必要な部分もあるかもしれませんが、それを優先してやっていくと話が混乱するのかなと思っていますので、それはまた地域地域の実情に応じてそういったところがあれば、高齢者が多いので車で行かんと悪いんじゃないかと、だからそういうのが要るとかいう話になってくれば別なんですけど、我々はそっちを優先して整備するという方向には考えていないのが現状です。

油布委員 三佐とか海岸部が、歩いて避難するとなれば、体育館みたいな形で上に人が避難できるような行政的な施設をつくって、下は体育館でもいいけん、屋上にはそういう逃げられる施設をつくる考えはあるかないかなと。地域住民に貸し出しするんよ。有事の際にはそういうときに利用して、屋上に逃げて上がると。そういうものを点々と県がつくってあげるんだと、国の補助をもらいながらでもいいから。特に海岸部の近くに。年寄りが多いんやな。あの人たちが歩いていくことはできんのだから、その体育館の上に上がっていけば助かるんだというね。

桜木委員長 委員からいろいろ意見が出ましたけれども、各部局と横断的に協議しながら、被害者が少なくなるように努力をしてもらいたいと。そのための施設等についても、十分検討して前向きにどんどん進めていただきたいというふうに思います。

それでは、「ちょっと待って」と言う者あり)

久原委員 この前、静岡県に行ったんや。そのときに、いわゆる啓発のことで考えてみると、あそこに防災研修センターみたいなやつがあるんです。そこに行けば、震度5になったときにはこげな揺れがありますよと。見たら、震度5だったら、たんすが落ちたり、こうなりますよというふうに、落ちたような形のところがある。そして、そのためには、くぎで倒れんような施設をつくったりしよる。防災のときにはこんなのが必要ですから、これは確保してみてくださいというような、そこに行けばぼっとわかる。そこに行けば、いろいろせんでも、自分で経験できるんです。こげなものを見てわあわあわあわあ言うたからってわからんわけ。そのような施設は大分県にはあるのかな。

富高生活環境部長 今先生がおっしゃったような施設はありませんが、来年度予算で起震車の整備を今回お願いをしております。

竹内委員 関連。今のことでですけど、私もとても久原委員の意見に賛成です。福岡にも簡単なのがありますが、東京にすばらしいのがあります。そして今、大分市が起震車を1台持っていて、県が今度1台追加するというような、挟間のほうにするというのも聞いています。佐賀関の市民センターに行きますと、一時的に逃げるのを具体的に指導した、非常にすばらしいのがあるんですね。それはもうお金がなくてもできます。だから、一度そちらも見ていただいて、やっぱり防災体験センターをどこかにつくっていただく方向は久原

委員と同じように必要ではないか。1台置くだけではというふうに思っています。

富高生活環境部長 予算の絡む話ですけれども、今年度、提案を受けております起震車でまず波及をして、実際本当に防災意識を持っていただくために具体的な疑似体験も重要ですので、起震車の派遣事業をやっていきたいと思います。

桜木委員長 時間の関係で、続きまして、火山対策及び大分県石油コンビナート等防災計画について執行部の説明をお願いします。

富高生活環境部長 引き続きまして火山対策について説明を申し上げます。

委員会資料の8ページをお開きください。まず、火山の状況について説明いたします。現在、国内には110の活火山があります。そのうち47の火山が、平成21年6月に火山噴火予知連絡会によって、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として選定されました。

県内の活火山としては、鶴見岳・伽藍岳と九重山、由布岳の3つがありますが、そのうち、鶴見岳・伽藍岳と九重山が、監視・観測体制の充実等が必要な火山に選定されています。両火山について、気象庁等による常時監視が行われています。福岡管区气象台から発表された26年1月の火山活動の解説では、ともに「火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません」となっています。

次に、火山防災対策の取り組みについてであります。

国は、平成23年12月に防災基本計画を修正し、火山防災協議会を設置して、噴火シナリオの作成や火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定など火山災害対策を推進するよう求めています。県においても、昨年6月に地域防災計画を見直し、「火山防災協議会を設置するなど火山防災体制を整備する」としたところです。

そうした中で、鶴見岳・伽藍岳について、一昨日の24日、国、県、市町村、学識経験者、防災関係機関を構成員とする火山防災協議会を設置しました。協議会の今後の取り組みスケジュールですが、まずは噴火シナリオの検討を実施し、その後、噴火警戒レベルの導入などについても協議を行ってまいります。そうした取り組みをもとに避難計画の策定へつなげてまいりたいと考えています。

なお、鶴見岳・伽藍岳の火山防災対策を進めるにあたっては、土木建築部において火山噴火に伴い発生する土砂災害に対してハード対策等を取りまとめる鶴見岳・伽藍岳緊急減災対策砂防計画の策定作業と連携して進めてまいります。

委員会資料9ページをお開きください。47火山の防災対策について、25年7月現在の取り組み状況がまとめられたものですが、九重山については、噴火警戒レベルの導入まで終了しており、今後、避難計画の策定に向けて、関係機関等と協議を進めてまいりたいと考えています。

県としましては、火山対策についても、県民の安全・安心の確保を図るため、風水害や地震津波対策と同様、国、市町村、防災関係機関と密接に連携しながら取り組んでまいります。

火山対策についての説明は以上であります。

引き続きまして大分県石油コンビナート等防災計画について、昨日開催しました石油コンビナート等防災本部会議において、見直し案を審議いただき承認されましたので、ご説明申し上げます。10ページをお開き願います。石油コンビナート等防災本部は、石油コ

ンビナート等災害防止法第27条第1項の規定に基づき設置されています。

防災本部の主な機能としては、平常時には防災計画の策定と推進、災害発生時には、情報の収集と伝達、災害応急対策等に係る連絡調整でございます。資料の下段をごらんください。石油コンビナート等災害防止法は、災害対策基本法の特別法として位置付けられており、石油コンビナート等特別防災区域は、災害対策基本法に基づく地域防災計画の対策を講じる地域には含まれておりません。このため、地震・津波等の複合災害時には、法律上は災害対策基本法の災害対策本部と防災本部の両方が併存することになりますが、両者が一体となって災害対応を行う必要がありますので、災害対策本部の中に防災本部の機能を設けることとした次第であります。

なお、特別防災区域については、カラー刷りの大分臨海工業地帯の資料をごらんください。赤枠で囲まれた地域が特別防災区域となっています。資料の右側をごらんください。防災計画は、法第31条第1項の規定に基づき、県段階で作成しています。今回の見直しは、昨年6月の県地域防災計画の見直しと東日本大震災に伴う石油コンビナート事故の検証結果等を踏まえて、南海トラフ巨大地震への備えと、災害対策本部と防災本部が一体となって災害対応を行うための災害時に機能する防災体制の確立を基本的な視点として行ったものです。

防災計画は、第1編総論、第2編事故対策、第3編地震・津波対策の3編で構成されています。11ページをお開きください。見直しの背景と基本的な考え方は、先ほどご説明したとおりです。

主な見直し内容です。最初に南海トラフ巨大地震への備えに係るものでございます。①の地震・津波想定ですが、県地域防災計画と同様に南海トラフ巨大地震を喫緊の課題として、内閣府が公表した調査で本県に最大被害をもたらすケース11を想定しています。この地震による、大分市内の最大震度は6強、特別防災区域内は、広い範囲で最大1メートルから3メートルの浸水が発生するという想定としています。次に、②の耐震化ですが、タンクやプラント等の重要設備の耐震性の確保や、人的被害を防止するため事務室等の有人建屋の耐震化の推進について明記しています。次に、③のスロッシングです。被害想定として、原油の流出や、浮き屋根とタンクの衝突によりリング火災等が発生するとしています。対策としては、タンクの構造・設備の強化、適正な液面管理による空間高さの確保等に努めることを明記しています。次に、④の液状化です。被害想定として、不等沈下に伴う配管やパイプライン等の破損による危険物の流出と火災発生、対策としては、地盤強化や基礎の強化と破損防止のためのフレキシブルチューブの導入に努めることなどを明記しています。

12ページをごらんください。最後に、⑤の津波からの防護施設の整備です。津波による被害を防止、軽減するため、最大クラスの津波に対して護岸等の海岸保全施設の整備に努めることとしています。

次に、災害時に機能する防災体制の確立に係るものでございます。まず、防災体制ですが、コンビナート単独災害と地震・津波による複合災害に分けて、災害の規模、態様に応じて第1次体制から第3次体制を設定します。

次に、防災体制の一元化です。先ほどもご説明しましたが、広域・大規模災害時には、災害対策本部と防災本部が並立することになります。このため、災害対策本部の総合調整

室内に、石油コンビナート対策班を設置し、限られた人的・物的資源を災害対策基本法上の災害対策本部で一元化し、災害対応を行います。

最後に、現地対策調整本部ですが、単独災害時に発災事業所に設置し、迅速な情報収集と関係機関の連絡・調整を行います。

説明は以上であります。

桜木委員長 以上で説明は、終わりました。これより質疑に入ります。

河野委員 石油コンビナート火災について、今回3. 11の火災において、従来着火しないであろうと言われていたコンビナートの可燃性の液体が大量に流れ出して、それが実際には被害車両からの漏電等によりスパークによって着火して、被害が物すごく拡大したということがありましたけれども、そういった部分、いわゆる原油等のこういった可燃性の液体等の流出防止策、これについて先ほどここにあるわけですが、それは基本的にいえばコンビナートですから、全国ほとんど変わらない状況で設置された施設だと思うんです。それが3. 11の中ではあれだけの被害をもたらしているということで、そういった安全対策という面でどれほど強化されているのかという部分、先ほどあったフレキシブルチューブであるとか、地盤改良であるとか今あるんですが、それで本当に大丈夫なのかなという素朴な疑問が地域の皆さんもあるかと思うんですが。

斉藤消防保安室長 それぞれのタンクとか、そういったものについては、個別の法律、消防法とか、高圧ガス保安法とか、そういった個別の法律の中で安全施設に対する基準とか、そういったものが定められております。

今回、準特定タンクといいまして、屋外の貯蔵タンクで500キロリットル未満、500リットル以上、1,000キロリットル未満、この分について、29年3月までに新しい基準に合わせなさいと。1万キロリットル以上については、もう既に期限を切っていますので、全て東日本大震災後の新しい基準に合致しております。

ただ、タンクからというよりは配管、津波等によって配管の損傷による、そこからの流出ということ、それともう1つがスロッシングということで、浮屋根タンクの中で長周期地震動ですね、タンクの中の液が大きく揺れて上部からあふれ出すというようなことが言われておりますので、その対策を今回強化するというので、このコンビナートの防災計画では決めました。

桜木委員長 ほかに質疑等もないようですので、これで本日の調査を終わります。執行部は、お疲れさまでした。

〔執行部退室〕

桜木委員長 来年度も県外調査が、あると思いますが、早めに計画をしたいと考えます。

次回の委員会は、詳細が決まり次第、事務局より連絡させます。お疲れさまでした。